

宅地分譲登記と実態がちがう 真相の解明求め 特別委員会設置

地籍調査で登記上の所有権と実態とが異なることが明るみになった問題で、町長はAさんに書面（左枠に掲載）を提出。ところが後にその書面を撤回。土地代金などを請求する裁判を提起する議案を3月定例会に提出。議会は話し合いを求めるなどの理由で否決。

9月定例会初日（6日）、西澤議員は真相解明のため「事務検査決議」を提案、可決。調査特別委員会の委員長に西澤議員、副委員長に建部議員が選出されました。検査決議の提案理由（一部省略）を紹介します。

◇ ◇ ◇

①本町議会の本年3月定例会における議案第21号「訴えの提起につき、議決を求めることについて」が賛成ゼロで否決されました。：野瀬町長が：令和元年5月30日付け 甲人第11号の「懸案となっている土地払い下げについては以下のとおり行います」と記した書面が同氏に交付されています。これらの経過・背景・原因等を詳しく検査する必要があります。それは、当時同和对策事業の宅地分譲事業における不明朗な経過にとどまらず、用地買収等の所有権移転等、初歩的な事務処理そのものが正確に行われていない疑いが強い問題でもあります。②上記以外にも、これと同じように、地籍調査

等により、登記上の所有権者と実態との齟齬（そご）が疑われる事案が訴えられています。これらの事案は、齟齬を解消し、正しい所有権確定のために事実関係を整理しなければならないと考えます。③甲良町がかかわる土地売買における未解決問題の現状を全て明らかにすることが重要です。それらを土台にして長年放置してきた問題を公平・公正に解決するためには何が必要か解明されなければなりません。④このことより、事務検査に関する決議を提案するものです。



左はAさんに交付された公文書。右は問題の土地図面。どちらも3月議会に提出されたもの。

画面は個人情報保護のため一部加工しています。

甲人第 11 号
令和 元年 5 月 30 日

様

甲良町長 野瀬 喜久男

懸案となっている土地払い下げについては以下のとおり行います。

	土地：長寺 (44.30㎡)	土地：長寺 (86.35㎡)
令和元年6月中	土地代の返金方法について町長決裁	所有権移転（名義変更）について町長決裁
令和元年7月中	—	売買契約書締結
令和元年 9 月	土地代返金の補正予算計上（9月議会）	—
令和元年10月中	土地代の返金	所有権移転登記（名義変更） ※1

費用について

※1 所有権移転登記（の所有権移転）
登記手数料は役場負担で行います。
登録免許税は7,200円程度で個人負担となります。

合筆登記（、をに合筆）について
登記手数料は個人負担となります。司法書士に依頼した場合の手数料は45,000円程度です。
登録免許税は1,000円で個人負担となります。
※名義が氏になれば、合筆しなくとも氏に不利益になるようなことは特になく思われます。

甲良民報

2021年9月19日 830号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在土 373（西澤）
Tel：38-4949 Fax：38-2242

ご相談・ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
©日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

八代氏デマ発言 見過ごせない

日本共産党の穀田恵二国対委員長は15日の野党国対委員長会談で、TBS系番組「ひるおび」(10日放送)で八代英輝弁護士が「共産党は暴力的な革命を党の要綱として廃止していない」などと発言したことについて、八代氏は自らのデマ発言について、綱領に書いていないことだったと認めて謝るともしない。こういう形で公党を侮辱することは、民主主義の破壊であり、許すことはできない」と表明。これを受けて、立民の安住淳国対委員長は「このことは共通の認識だ。われわれも黙って見過ごす

ことはない」として、共産党の立場を全面的に支える考えを示しました。

八代氏は10日の発言について、13日の同番組で、自身の発言を撤回するどころか、閣議決定された政府見解に基づいたもの」と正当化。八代氏の発言は、「暴力革命」という自公政権のデマ攻撃のうえに虚偽の発言を加える二重のデマ攻撃です。市民をはじめ、学者・文化人、立憲民主党の国会議員、社民党から市民と野党の共闘への攻撃でもあるとして、批判が広がっています。

【しんぶん赤旗】16日号より



大食漢 —コロナ対策にまわしてほしい—

倉田 新

どんな場合でも平和的・合法的に 社会変革を進める 日本共産党の確固たる立場

党創立99周年記念講演会での
志位委員長の講演から(抜粋)

日本共産党に対する「暴力革命」「敵の出方」論を使ったデマ攻撃にかかわって、党創立99周年記念講演会での志位和夫委員長の講演(抜粋)を再録します。

安倍前首相は、日本共産党がかつて「暴力主義的破壊活動を行った疑いがある」と答弁しました。しかしこれ

は事実にもったく反社会的破壊活動」の方針なます。1950年代に、当時のソ連、中国の方針として持ったり、実行したりしたこと

は、ただの一度もありません。これは私たちが繰り返して明確にのべてきたことです。

さらに、安倍前首相は、「現在においても敵の出方論になった暴力革命の方針に変更はない」と答弁しました。いったい私たちの

綱領のどこを読んでいるのか。日本共産党は、社会変革の道すじにかかわって、過去の一時期に、「敵の出方」論という説明をしてきました。その内容は、(1)選挙で多数の支持を得て誕生した民主的政権に対して、反動勢力があれこれの不法な暴挙に出たさいに

は、国民とともに秩序維持のために必要な合法的措置をとる。(2)民主的政権ができる以前に反動勢力が民主主義を暴力的に破壊しようとした場合には、広範な国民世論を結集してこれを許さないというものです。それは、

なお、「敵の出方」という表現だけをとらえて、日本共産党が、あたかも平和的方針と非平和的方針という二つの方針をもっていて、相手の出方によっては非平和的方針をとるかのような、ねじ曲げた悪宣伝に使われるということで、この表現

は、2004年の綱領改定後は使わないことにしています。

民主的政権を樹立する過程でも、樹立したのちも、一貫して平和的・合法的に社会変革を進めるといのが、日本共産党の確固たる立場であります。

この議論はすでに、1989年2月、衆院予算委員会での不破哲三副議長(当時)と石山陽公安調査庁長官(同)との論戦で、政府側の言い分はことごとく崩壊し、すでに決着がついている問題です。そのさい、不破氏の質問に対して、石山長官は、公安調査

庁発足以来36年間、わが党への不当な調査を続けながら、「破壊活動の証拠」なるものを何一つ見つけられなかったことを認めました。それから32年がたっています。合計68年にわたって不当な調査を公党に対して行いながら、「破壊活動の証拠」なるものを何一つ発見できなかったのです。ないものはどんなに調査しても出てくるはずがありません。政府側の言い分が、すでに完全に崩壊していることは、こうした歴史的事実によっても明らかではありませんか。